

納税証明書を取得するときは

発行できる税目

市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)(継続検査用含む)、国民健康保険税、法人市民税

請求できる人

- ・納税義務者本人
- ・申請時に納税義務者と同一世帯に
いる人
- ・納税義務者から委任を受けた代理人(委任状の提出が必要)

手数料

1通200円(継続検査用軽自動車税(種別割)納税証明書は無料)

注意点

- ・窓口に来た人を確認するため、運転免許証、健康保険証などをお持ちください。
- ・代理人が請求する場合は委任状が必要です。
- ・納税義務者が法人の場合は、窓口に来た人の身分証明書と共に、法人の代表者印のある申請書又は委任状が必要です。
- ・軽自動車の車検用(継続検査用)の納税証明書を請求する場合、車検証(コピー可)があれば身分証明書や委任状の提示は不要です。
- ・納付確認に一週間程度かかります。納付後すぐに納税証明書を請求する場合は、領収書をお持ちください。

キエーロとは

神奈川県葉山町発祥の生ごみ処理容器(箱)です。家庭から出た生ごみを「キエーロ」の中の土に埋めると土の中の微生物により分解され、生ごみが消えていく仕組みで、臭いや虫もほとんど発生しません。投入する生ごみの大きさを量、キエーロの設置場所(陽当りや風通し)等で多少の差が生じますが、夏場は3〜5日、冬場は10日ほどで生ごみがなくなり

キエーロの種類と大きさ

種類	対象	大きさ	負担金
足付タイプ(大)	3〜5人世帯	高さ85cm×幅80cm×奥行50cm(底板有)	5,000円
足付タイプ(小)	少人数世帯	高さ65cm×幅55cm×奥行30cm(底板有)	4,000円
直置タイプ	量ごみ出る世帯	高さ50cm×幅110cm×奥行き70cm(直置きできるスペースが必要)	3,500円

※負担金は、キエーロをご自宅に配達する際に納めていただきます。配送は7月以降に順次配送を予定しています。配送日は、電話又はFAXで事前にお知らせします。

5月19日(水)から(予定販売基数に達した場合は終了します)

対次の全てに該当する人
・市内在住で18歳以上の人

ください。

・口座振替日(納期限)から一週間以内に納税証明書を請求する場合は、引き落としが記載された通帳等をお持ちください。

領収税課

☎ 21-1409
FAX 23-2238

スマートフォン決済アプリで納税できます

スマートフォン決済アプリのモバイルレジ又はPayPayを利用して納税ができます。ダウンロードしたアプリを起動し、納付書のバーコードを読み取ることで、ご自分の預貯金口座から納付できます。

利用方法等については、詳細は市HPをご確認ください。

利用可能税目

市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税

注意

領収書が発行されませんので、軽自動車税(種別割)の継続検査用納税証明書を必要とする場合は、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付ください。

領収税課

☎ 21-1409
FAX 23-2238

家屋の実地調査(1)協力ください

固定資産税を適正に課税するた

- ・生ごみの減量やリサイクルの推進に関心があり、処理容器を良好な状態で使用できる人
- ・市税等の滞納がない人

申・問 申込書に必要事項を記入し、直接、電話、FAX又は☑で廃棄物対策課へ。
☎ 21-1401
FAX 23-7700

☑ HMY015@city.higashimatsuyama.lg.jp

※申込書は廃棄物対策課にあります。また、市HPからもダウンロードできます。

川越都市計画事業川島インターチェンジ南側地区土地画整理事業に関する環境影響評価調査計画書の縦覧及び説明会

☐ 計画書の縦覧
5月21日(金)〜6月21日(月)午前8時30分〜午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

場 県環境政策課、県東松山環境管理事務所、川島町まち整備課、川越市環境政策課、坂戸市環境政策課、東松山市環境政策課ほか
※案は県HPでも縦覧できます。

説明会

6月14日(月)午後4時30分から

場 野本コミュニティセンター
☐ 意見書の提出
縦覧場所配布する意見書に必要事項を記入し、7月5日(月)までに直接又は郵送(必着)で〒350-

め、新築・増築・取り壊しをした家屋の実地調査を行っています。調査では、家屋の内部及び外部の仕上げ資材等を確認します。調査の際は、身分証を携帯した市職員(固定資産評価補助員)が伺いますので、ご協力をお願いします。

課税課

☎ 21-1444
FAX 23-2238

井戸を使用し、公共下水道へ放流していませんか

井戸水を洗濯等に使用し、公共下水道へ放流されている人は届出が必要です。世帯人数により下水道使用料(井戸使用料金)がかかります。

対 次のいずれかに該当するときは、届出が必要です。

- ・井戸を使用する人数が変わったとき
- ・井戸の使用を止めたとき
- ・井戸のみ使用していた人で、併せて水道の使用も開始したとき
- ・新たに井戸を使用し放流するとき

申・問 上下水道経営課(水道庁舎)
☎ 22-1123 FAX 22-4389

猫は正しく飼いまじょう

猫が原因の相談が市に多く寄せられています。猫の屋外放し飼いや飼い主の不明な猫へのルールを守らない餌やりは、近隣トラブルの原因になります。猫を飼っている人は次の

0192比企郡川島町大字下八ツ林870-1川島町まち整備課へ。

■ 共通事項

問 県環境政策課

☎ 048-830-3041
FAX 048-830-4770
☎ 049-299-1176
FAX 049-297-8437

民生委員・児童委員の日

毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」と定められています。これは、大正6年5月12日に岡山県済世顧問制度設置規程が交付されたことに由来しており、5月12日からの一週間を活動強化週間としています。

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手であり、専門機関へのつなぎ役です。現在、東松山市では156名の民生委員・児童委員が活動しています。お住まいの地区の担当民生委員・児童委員については、社会福祉課へお問い合わせください。

問 社会福祉課

☎ 21-1408
FAX 24-6066

快適で住みよい住宅耐震診断・改修補助金交付制度

地震による既存木造住宅の倒壊等による生命・身体・財産の被害を最

ことに注意していただき、近隣に迷惑をかけないように責任をもって飼育してください。

- ・猫の安全と健康管理のためにも、首輪をし、家の中で飼いまじょう
- ・外でふん尿をしないように家の中に猫用トイレを設置しましょう
- ・望まない妊娠をさせないためにも去勢、不妊手術を行いまじょう
- また、飼い主のいない猫を保護された人や猫を新たに飼いたい人は、譲渡制度をご利用ください。譲渡制度については、県動物指導センターへお問い合わせください。

問 県動物指導センター

☎ 048-536-2465
FAX 23-7700

生ごみ処理容器「キエーロ」を販売します



小にするため、既存木造住宅の耐震診断と耐震改修に必要な費用の一部を補助します。

対象建築物	補助率 限度額
次の全てに該当するもの ・既存の木造一戸建て住宅(兼用住宅の場合は、住宅以外の部分の床面積が延べ面積の1/2未満であるもの) ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの ・階数が2階以下のもの(地階を除いた数) ・申請者が所有しているもの	補助率 1/2 限度額 5万円
耐震診断の結果、安全性の「総合評価1.0未満」のもの	補助率 23/100 限度額 20万円

申 補助金交付基準

・問 交付申請書に必要書類を添付し、住宅建築課に提出してください。補助金の交付が決定した後、耐震診断・耐震改修に着手することが補助要件となります(既に着手されているものは対象外です)。なお、申請の事務手続きを第三者に委任することもできます。

詳細は市HP又は住宅建築課へ。
☎ 21-1424 FAX 24-8857